

豊明市空家等対策協議会設置条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第6条に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項を所掌事務とする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、委員12人以内で組織する。

2 市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、経済建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1. 空家等対策協議会の位置づけ

■空家等対策の推進に関する特別措置法（一部抜粋）

（市町村の責務）

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

■豊明市空家等対策協議会設置条例

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2. 空家等対策協議会の役割

■空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針

（一部抜粋）

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

2 実施体制の整備

（2）協議会の組織

市町村は、法第7条に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための「協議会」を組織することができ、

～略～

なお、この協議会は、法に規定されているとおり空家等対策計画の作成及び変更に関する協議を行うほか、同計画の実施の一環として、例えば、①空家等が特定空家等に該当するか否かの判断、②空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立ち入り調査の方針、③特定空家等に対する措置の方針などに関する協議を行うための場として活用することも考えられる。～略。

豊明市空家等対策協議会運営規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、豊明市空家等対策協議会設置条例（平成 28 年豊明市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、豊明市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 条例第 2 条に規定する協議会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- （1） 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「特措法」という。）第 6 条に基づく豊明市空家等対策計画の策定及び変更に関する事務
- （2） 特措法第 2 条第 2 項にある特定空家等の判定に関する事務
- （3） その他空家等対策に関する事務

（市長の代理）

第 3 条 市長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ市長が指名した者がその職務を代理する。

（守秘義務）

第 4 条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（作業部会）

第 5 条 協議会は、空家等に関する調査、研究又は特定空家等の判定に関する情報収集を行うため、作業部会を置くことができる。

（委任）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 2 月 1 日から適用する。

協議会の運営について

■ 会議の代理出席について

- 豊明市空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）の会議について、委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体や会の役員等のなかから代理人を定め、その者を代理人として出席させることができることとします。

■ 会議の傍聴について

- 協議会の会議は公開するものとします。ただし、会議の内容を公開することが適当でないとして、協議会が判断した場合は、公開しないことができます。
- 傍聴者は、市内在住又は在勤、在学の者を対象とし、その人数は、会議の会場等に応じて、事務局が定めます。傍聴を希望するものは、事務局にその旨を申し込むものとし、傍聴における遵守事項を守ることとする。
- 会議の開催日時、場所、傍聴人の人数は、「豊明市公式ウェブサイト」に掲載します。

■ 議事録の扱いについて

- 協議会の会議は、事務局により議事録を作成し、公開するものとします。この場合に、議事録は、出席委員の確認を受けるものとします。
- なお、議事録には、発言した委員の名前が分かるように記載します。

■ その他

- 以上に定めるもののほか、必要な事項は協議会の会議で定めます。